

令和 2 年度

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算／

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

### 介護職員処遇改善加算／福祉・介護職員処遇改善加算とは

介護職員処遇改善加算は、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金（以下、「交付金」という）による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されました。

同様に、福祉・介護職員処遇改善加算は、平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充当されることを目的に創設されました。

これら加算分はすべて従業者である福祉・介護職員等の賃金改善のために充てなければなりません。

<介護職員処遇改善加算>

加算による賃金改善の対象職種

介護職員処遇改善加算…介護保険事業所に勤める介護職員

### 区分と算定要件

処遇改善加算は加算率の違いにより加算 I から加算 V の 5 種類があります。

それぞれの算定要件は下表のとおりです。

### 処遇改善加算の算定要件

(平成 30 年度介護報酬改定により、経過措置期間を設けた上で、IV・V 区分は廃止)

要件区分	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
職場環境等要件	全てを満たす	全てを満たす	満たす	いずれかを満たす	満たさなくともよい
キャリアパス要件 I			いずれかを満たす		
キャリアパス要件 II					
キャリアパス要件 III		満たさなくてもよい	満たさなくてもよい	満たさなくてもよい	

(キャリアパス要件)

キャリアパス要件①：次のイからハまでのすべての基準を満たす。

- イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件②：次のイとロ両方の基準を満たす

- イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
- ロ イの実現のための具体的な取組内容 資格取得のための支援の実施（法人内での勉強会の実施）

キャリアパス要件③：次のイとロ両方の基準を満たす。

- イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
  - 経験に応じて昇給する仕組み
  - ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
  - 資格等に応じて昇給する仕組み
  - ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
  - 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
  - ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

#### 共和会における職場環境等要件

資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
職場環境・待遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
その他	非正規職員から正規職員への転換

#### 共和会の介護職員待遇改善加算サービス別加算率

サービス区分	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
訪問介護 訪問型サービス（独自）	13.70%	10.00%	5.50%	4.95%	4.40%
地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	5.90%	4.30%	2.30%	2.07%	1.84%
通所リハビリテーション（介護予防）	4.70%	3.40%	1.90%	1.71%	1.52%
認知症対応型通所介護（介護予防）	10.40%	7.60%	4.20%	3.78%	3.36%

## <福祉・介護職員処遇改善加算>

### 加算による賃金改善の対象職種

福祉・介護職員処遇改善加算…障害福祉サービス事業所に勤めるホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、児童指導員、保育士、指導員

### 区分と算定要件

介護職員処遇改善加算と同じ。

#### (キャリアパス要件)

- ・要件I 次に掲げる要件の全てに適合すること。
  - ア 福祉・介護職員の任用の際ににおける職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。
    - ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
  - ・要件II 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - ア 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び①又は②に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
      - ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
      - ② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等を実施すること。
    - イ アについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
  - ・要件III 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - ア 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の①から③までのいずれかに該当する仕組みであること。
      - ① 経験に応じて昇給する仕組み  
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
      - ② 資格等に応じて昇給する仕組み  
「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
      - ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
    - イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

## 共和会における職場環境等要件

資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
職場環境・ 待遇の改善	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
その他	非正規職員から正規職員への転換

## 共和会の福祉・介護職員等待遇改善加算サービス別加算率

サービス名	福祉・介護職員待遇改善加算			待遇改善特別 加算
	(I)	(II)	(III)	
居宅介護	30.2%	22.0%	12.2%	4.1%
重度訪問介護	19.1%	13.9%	7.7%	2.6%
同行援護	30.2%	22.0%	12.2%	4.1%
行動援護	25.0%	18.2%	10.1%	3.4%
共同生活援助（指定共同生活援助）	7.4%	5.4%	3.0%	1.0%

## 介護職員等特定処遇改善加算／福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年度の介護報酬改定では、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、「介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）が新たに創設されることとなり、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められることとなりました。

同様に、2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において、現行加算に加え、経験・技能のある福祉・介護職員に重点化しつつ、一定程度ほかの職種の処遇改善も行うことができる福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「特定加算」という）が創設されました。

### <介護職員等特定処遇改善加算>

#### 区分と算定要件

特定加算の区分は、I と II の2区分です。

算定要件	特定加算	
	I	II
(1) 介護福祉士の配置等要件 サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること。 ・訪問介護－特定事業所加算（I）又は（II） ・特定施設入居者生活介護等その他のサービス－サービス提供体制強化加算（I） イ又は入居継続支援加算	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
(2) 現行加算要件 現行加算（I）から（III）までのいずれかを算定していること。 (特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3) 職場環境等要件 平成20年10月から届出をする日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。 この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇改善」及び「その他」のそれぞれの区分に1以上の取組が必要。 (既に取組を行っている場合、新たな取組を行うことまでは求めていない。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4) 見える化要件 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。 以下の内容について、介護サービス情報公表制度を活用し公表していること。 ・処遇改善に関する加算の算定状況 ・賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容 事業所のホームページがある場合は、そのホームページでの公表も可能。（Q&A(Vol.1)問3） 【令和2年度（2020年度）より算定要件化】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

## 対象職員と配分方法

介護保険事業所に勤める介護職員のうち、  
賃金改善の対象職員

(グループ1) 経験・技能のある介護職員
・勤続10年以上の介護福祉士が基本。
・介護福祉士の資格は必要。
(グループ2) 他の介護職員
「経験・技能のある介護職員」を除く介護職員。※(グループ1)を除く介護職員
(グループ3) その他の職種
介護職員以外の職員をいう。

## 職場環境等要件

平成20年10月以降に実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知している必要があります。

職場環境等要件の項目については、現行加算と同内容ですが、現行加算では1つ以上の取組を実施していれば要件を満たしていたのに対し、特定加算では複数の取組を行っている必要があり、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行うことが必要となります。

- 職場環境要件については「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行うことが必要となります。ただし、これまで介護職員処遇改善加算を算定するにあたって実施してきた取組をもってこの要件を満たす場合、介護職員等特定処遇改善加算の取扱いと同様、これまでの取組に加えて新たな取組を行うものまでを求めるものではありません。

## 見える化要件

ホームページへの掲載

## 共和会の介護職員等特定処遇改善加算サービス別加算率

サービス名	特定加算（I）	特定加算（II）
訪問介護	6. 3 %	4. 2 %
地域密着型通所介護	1. 2 %	1. 0 %
(介護予防) 通所リハビリテーション	2. 0 %	1. 7 %
(介護予防) 認知症対応型通所介	3. 1 %	2. 4 %

## <福祉・介護職員等特定処遇改善加算>

特定加算は加算率の違いにより特定加算 I と特定加算 II の 2 種類があります。

(ただし、重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件が無いため、特定加算の区分は 1 つ（区分なし）となります)

それぞれの算定要件は下表のとおりです。

要件区分	特定加算 I	特定加算 II
配置等要件	すべてを満たす	満たさなくてもよい
処遇改善加算要件		すべてを満たす
職場環境等要件		すべてを満たす
見える化要件		

### 配置等要件

サービス種別に応じて、以下のいずれかの加算を算定していることが必要です。

ただし、重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件がありません。

- 特定事業所加算 I から IV
- 福祉専門職員配置等加算

### 処遇改善加算要件

処遇改善加算 I から III までのいずれかを算定していることが必要です。

### 職場環境等要件

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。また、複数の取組を行っていること。

### 見える化要件

ホームページへの掲載

### 対象となるサービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助

### 共和会の福祉・介護職員等特定処遇改善加算のサービス別加算率

サービス名	特定加算（I）	特定加算（II）
居宅介護	7. 4 %	5. 8 %
重度訪問介護	4. 5 %	3. 6 %
同行援護	14. 8 %	11. 5 %
行動援護	6. 9 %	5. 7 %
共同生活援助（指定共同生活援助）	1. 8 %	1. 5 %